

一般社団法人
京都電業協会 会長 殿

国土交通省 近畿地方整備局
災害時建設業事業継続力認定委員会事務局

令和5年度(前期)近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定制度に おける新規及び更新認定申込みの受付開始について(ご案内)

日頃は、国土交通行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

当整備局では、建設業の事業継続計画(BCP)策定の取組みを推進するため、『災害時建設業事業継続力認定制度』の取組みを平成24年度から開始し、現在、「災害時の事業継続力を備えている建設会社」として725社を認定しております。

さて、この度、令和5年度(前期)近畿地方整備局災害時建設業事業継続認定制度における新規及び更新の認定申込みの受付を下記のとおり実施いたします。

つきましては、所属されております皆様への周知について、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 申込期間 令和5年 5月 1日(月)～令和5年 7月14日(金)
2. 認定証交付日 <新規申込者>令和5年 9月下旬(予定)
<更新申込者>令和6年 3月下旬(予定)
現在の認定証の期限を6ヶ月延長します。(9月下旬交付予定)
3. 申込方法 各書類一式をPDF形式で保存してメールにて送付
メールアドレス【kkk-kensetsugyobcp@mlit.go.jp】
4. 審査内容 書類審査(必要に応じて、電話又はメールによる内容確認)

詳しくは近畿地方整備局ホームページ内の近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定制度に関する特設ページをご一読いただきますようお願いいたします。

https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html

<更新申込会社への留意事項>

既に認定を受け、認定期間が令和5年9月30日までとなっている会社におきましては、今回の申込期間において更新の手続きが必要となります。申込期間に申込まれた企業様については、現在の認定証の有効期間を令和6年3月31日まで延長した認定証を、9月下旬に交付する予定にしています。なお、更新の申込みの際、「計画の実効性の確保」及び「計画を継続的に改善する姿勢の維持」等についての記載内容を確認し、審査の結果、非認定となる場合がありますので予めご理解いただきますようお願いいたします。

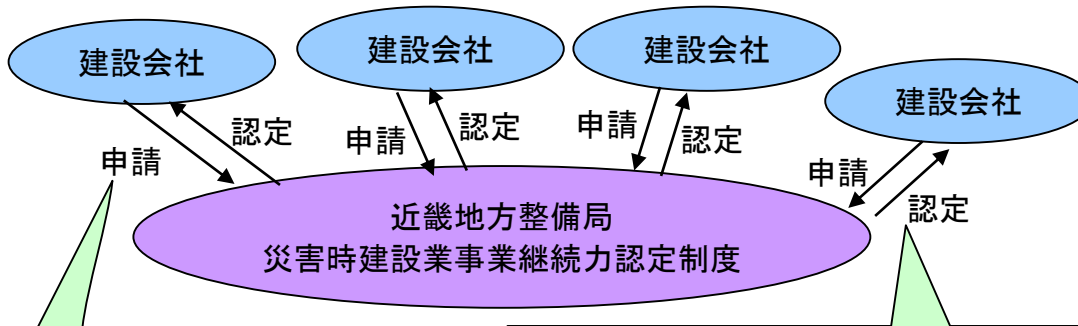
【お問い合わせ窓口】

近畿地方整備局 防災室
大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
TEL:06-6942-1141(代)
近畿地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課
兵庫県神戸市中央区海岸通2-9番地 神戸地方合同庁舎
TEL:078-391-3101

災害時建設業事業継続力(BCP)認定制度の概要

【災害時建設業事業継続力認定制度】

- ・建設会社が備えている事業継続力を近畿地方整備局が評価し、適合した建設会社に対して認定証を発行。
- ・建設会社における事業継続計画の策定を促進し、災害時の減災及び早期復旧を図る。
- ・近畿地方整備局管内における災害対応の円滑な実施及び地域防災力の向上を図る。



- ・建設業の事業継続力 (最低限の事業継続力)
- ・災害時の地域貢献

- ・事業継続力の保有 } 新規2年間
- ・災害時の地域貢献 } 更新3年間
- 入札時にインセンティブ 認定

- ・建設業事業継続計画の普及促進 → 地域防災力の向上
- ・災害時に強い近畿地方の建設業 → 企業力の向上
- ・災害時の早期復旧・復興 → 地域・社会貢献

○一般競争入札の総合評価におけるインセンティブ
「企業の施工能力」において加点(1点)

【認定対象となる建設会社】 以下の①②③の全てを満たす会社

- ①建設業法に基づく許可を受けている。
- ②本店、支店、営業所のいずれかが近畿地方整備局管内にある。
- ③近畿地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている。

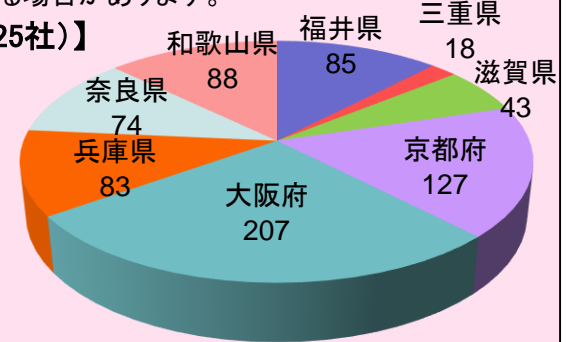
【申込みに必要な書類】

- ・各種申込書類、審査書類、返信用封筒
- ※詳しくは、近畿地方整備局のホームページ参照
https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html

【留意事項】

- ・更新の申込みに際して、訓練実施評価、実災害に基づく計画書の改善についての記載内容及び費用のさほどかからない対策の進捗状況等を確認し、審査の結果、非認定となる場合があります。

【これまでの認定実績(725社)】



■令和5年4月1日時点の認定会社数:725社(令和4年度後期 新規15社、更新37社を認定)

■令和5年9月30日まで有効な認定社数(更新が必要です):141社

■令和5年度前期申込期間:令和5年5月1日~令和5年7月14日

■ 申込みに必要な書類は近畿地方整備局のホームページから入手できます。
https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html

1



このバナーを
クリックして下さい。

(参考)出前講座の申込み
についてはこちらをクリック
して下さい。

2

最下部にいきます。



このバナーを
クリックして下さい。



申込みにあたっての留意事項

国土交通省 近畿地方整備局

災害時建設業事業継続力認定委員会事務局

これまで災害時建設業事業継続力認定制度における申込みにあたっては、以下の内容において指摘が多いことから、これらの内容に注意し、近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定制度申込要領（以下「申込要領」という。）を今一度ご確認くださいませようお願いいたします。

項目	審査における主な確認内容	主な指摘内容（抜粋）
【A-2】 被害の想定 （申込要領 P16 参照）	対応拠点、代替拠点等周辺の災害を想定しているか。	○対応拠点等において、懸念される災害のハザードマップが一部の災害に関するマップしか添付されていない。 ○ハザードマップに代替拠点等のプロットがされていない。 ○添付されているハザードマップが最新のマップでない。
	対応拠点、代替拠点等の建物が受ける被害の想定を確認しているか。	○対応拠点のみ記載があり、代替拠点について記載されていない。 ○対応拠点または代替拠点において懸念される災害に関わるハザードマップが不足している。
【B-2】 費用のさほどかからない対策 （申込要領 P25 参照）	建物や設備等について、多大な費用がかからない範囲で対策に着手しているか。	○前回申込み時からの地震対策等の実施状況が記載されていない。 ○必要な地震対策を記載しているが、未実施かつ対策実施予定について記載されていない。
【C-2】 対応拠点を置く場合の発動基準 （申込要領 P28 参照）	緊急時の応援態勢を立ち上げる発動の基準や代替拠点へ移行する意思決定者が明確に決まっているか。	○対応拠点を代替拠点へ移行する意思決定者の記載がされていない。 ○対応拠点が使用不可となると想定される理由が記載されていない。 （津波浸水、建物の損傷等）
【E-1】 自社で保有している資源の認識 （申込要領 P32 参照）	応急対応業務を担当するメンバー、できれば社員全員が活動するための備蓄品を備蓄しているか。備蓄量が満たない場合は不足理由を記載しているか。	○備蓄目標数が記載されていない。 ○飲料水の容量単位が記載されていない。
【F-2】 事業継続計画の改善計画等の記載 （申込要領 P36 参照）	事業継続計画について、定期的に点検し、改善・更新する計画を策定するとともに、点検記録や改善・更新記録を添付しているか。	○改善計画に記載している改善計画等の作成（立案、更新）日の記載がない。 ○事業継続計画に、点検計画または改善・更新計画の頻度やサイクル、実施日等が記載されていない。 ○点検計画または改善・更新計画等の各種計画に記載している点検頻度等と、実際の点検実施記録内容と不一致。

※1 項目及び審査における主な確認内容については、申込要領の記載内容を再掲したものになります。

※2 上記内容についてのお問い合わせは国土交通省 近畿地方整備局 防災室までお願いいたします。